

令和3年度 第1回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 令和3年5月26日（水） 午後3時から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中13名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄※ 下村 泰彦 丑野 正仁
大屋 弘一 清水 明治 畑中 政昭
森 博英 久保田和典 永山 誠
大森 良男（代理：北野和也）
東口 正一 藤田 政明 高橋 妙子
（以上委員13名）※リモート出席

【欠席委員】 濱野 洋 淵田れい子 山内 和彦

【傍聴者】 なし

【日 程】 諮問第1号 特定生産緑地の指定（案）について
報告第1号 南部大阪都市計画都市再開発の方針等（大阪府決定）について
報告第2号 高石市都市計画マスタープランの改定について
報告第3号 高石市立地適正化計画の改定について
その他

【確認事項】 映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が即時に伝わることを確認した。

【答申事項】 諮問第1号に対しては、欠席委員3名を除く委員13名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。

【質疑応答】

・諮問第1号、特定生産緑地の指定（案）について

（会 長）現在、意向確認をしている割合と、今回の指定と残りがどの程度なのかについて、教えてほしい。

(事務局) 意向確認については、平成4年指定の生産緑地のうち継続要件を満たしている生産緑地の所有者全ての意向確認が終わっている。

既指定済みと今回の諮問分を合わせて約4ha、手続き中が約6haであり、平成4年指定の9割程度を特定生産緑地として指定する予定である。

残り約6haが、現在手続中である。

(会長) 法改正の中で生産緑地は残すべきものということになっていて、1haは特定生産緑地として指定しないので減りそうだが、できるかぎり維持していくことが必要である。

(委員) 今回の制度で、意向確認して同意しなかったものは、どの程度いたのか。

それからもう一点。綾園地区5で、3枚の田のうち一番東南側が今回の指定だが、一番反対側、北西側の畑と中央の田は、今、指定意向の確認中なのか、それとも別の状況なのか。

(事務局) 約1haの面積についての所有者からの同意が得られなかった。

また、区域で抜けている部分というところについては、意向確認はもう全て終了しており手続中である。

次回の審議会で現在手続き中のものの指定について諮問をする。11月頃に審議会を予定しており、その際に残りの指定の諮問をする。

(委員) 生産緑地はどの市町村でも特定生産緑地に指定することで動いている。平成4年に生産緑地に指定したものが30年経ち、一斉解除になれば、市街区域内の農地が全てなくなる懸念があり、特定生産緑地制度で10年延長する制度となっている。平成4年から始まった生産緑地制度は、まだ特定生産緑地の指定の手続きが完了していない市町村があるのは事実である。生産緑地は全て平成4年に指定したのではなく、経年的に指定しているので、まだ時間的に猶予があるところもあるはずだ。平成5年に指定した区域は、経年変化に応じた形で申請を仰ぐように権利者に確認しながら、手厚いフォローが必要になると思う。税金に係るので、所有者も対応すると思うが、申請を急ぐところと、まだ一、二年あるところを判断して進めていくべきだと思う。

確か平成7年の生産緑地法の改正で生産緑地の考え方が変わり、都市内の農地であるため、農業の生産だけでなくレクリエーション的な場所としても位置づけられた。これから10年以内ぐらいに市街化を進めていくという地域が市街化区域だが、そ

の市街化区域の中で農地を残そうという生産緑地法なので、相反する考え方で運用されているというのは理解しておく必要がある。防災面でいうと建物が建て詰まっている場所で農地のような空き地があることによって、火事の際に燃え広がるのを防ぐことができる。これは、阪神淡路大震災のときにも実証されている。都市公園が多くある地域であれば問題ないが、広場や公園がないところでは、地震があったときにこの農地に、一時避難地として逃げ込め、防災面としても役立つ。農業する意味合いだけではなくて、防災面や季節感を感じるような子供の環境学習的な側面で農地を使うなど、様々な面でこの都市農地を大切にしようという生産緑地法の運用で、特定生産緑地に移行し積極的に残す手だてを市としても取り組んでいくべきだと考えている。

(会 長) 市街化区域において必要な施設として、土地所有者や農業従事者と協同連携しながら、維持していくことが大事である。

他に質疑がなければ諮問第1号について意見なしということで答申をしてよいか。

(異議なし)

【質疑応答】

・報告第1号、南部大阪都市計画都市再開発の方針等（大阪府決定）について

(会 長) 今回の3つの採択方針の中の住宅市街地の開発については大阪府のほうの変更があるということと、それから防災街区については該当するところがないという理解でよいか。

(事務局) そうである。

(会 長) 総合計画でも議論があったが、今後、防災街区も検討しないといけないと思うが、今は高石市の中では該当するような地区はないということによいか。

(事務局) そうである。現在のところ、該当とは考えていない。

(会 長) 他に質疑がなければ次の議事へ移るがよろしいか。

(意見なし)

- ・報告第2号、高石市都市計画マスタープランの改定について
- ・報告第3号 高石市立地適正化計画の改定について

(会 長) 都市計画マスタープランと立地適正化計画についても改定の作業を今年度続けるといふことで、計画の概要と、本市における状況等について説明された。
この後、予定にあったように、専門部会の委員で検討するが、まずは本日の報告に関して、質問や意見はないか。

(会 長) 市民意識調査だが、これは昨年の11月に実施されており、コロナ禍であるといふ状況が反映されているのではないか。これまでの市民調査の結果等と違いがあったのか。あまり今回の感染症については調査結果に影響はなかったという理解でよいのか。

(事務局) アンケートをお願いする中で、コロナでの影響を特に考慮するといふ書き方はしていなかったが、そういう意味では、今回の結果は考慮している人もいれば、されていない人もいるといふ内容になっている。

(会 長) 拠点の地域の活性化が課題で、従来からそういうこともあるだろうが、このコロナ禍では休業要請などで基本的には人が集まらない状況だったので、にぎわいが低下しているとか、人が集まる場所が少ないなどが出てきたのかとも思うが、去年までとは変わらないという理解でよいのか。

(事務局) そうである。

(会 長) スケジュールの説明にあったように、この後部会を、2回ほど開催し、その後、11月にその部会の結果を踏まえた内容について報告していただく。併せてパブリックコメントを実施し、来年の2月の審議会で付議、諮問することになる。専門部会の内容については、11月の報告の際に出していただくのが審議会での最終意見となる。1回だけの開催なので、その審議会だけで十分な意見交換になるか心配だ。できれば事前に、部会の報告内容を各委員に周知し、その上で審議会でもう一度報告し、質問、意見交換という形にしたいと思う。スケジュールについても要望等があれば聞きたい。

本来は審議会の意見を専門部会に反映させたいが、2回部会があった後に審議会といふ予定なので、部会へのフィードバックが難しいと思う。部会の開催についてはこの2回で終了といふことになるのか。その点は心配ないか。

(事務局) 専門部会での意見と審議会での意見を踏まえて計画の策定と考えている。

(会 長) できるだけ各委員の意見が専門部会のほうにも反映する機会が持てるようにして、両方の意見の調整を事務局のほうにもお願いしたい。

では、今日の2件の報告については、特に質問、意見等がないようなので、報告をいただいたということで処理をさせて頂く。

(意見なし)

・その他

(事務局) 報告第2号及び第3号で説明させていただいた都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の両計画については、専門部会でも意見を聞きながら改定を進める。ここで、専門部会の構成案について紹介する。

専門部会長は都市計画審議会委員からお願いしたいと考えている。また都市計画の分野から2名、雇用・産業・振興の分野から1名、福祉・子育て・教育の分野から1名、医療・健康の分野から1名、以上の分野の計6名の構成で進めたいと考えている。

(会 長) 専門部会の構成について何かご意見があるか。

(意見なし)

【午後5時00分閉会】